

【ドイツ】 児童ポルノサイトへのアクセスの防止に関する法律

海外立法情報課・渡辺 富久子

*ドイツの前連立政権(CDU/CSU,SPD)の下で、2009年6月18日に連邦議会が可決した児童ポルノサイトへのアクセスを防止する法律は、児童ポルノサイトへのアクセスを遮断する措置を接続事業者に義務付ける内容である。その後10月に発足した連立政権(CDU/CSU,FDP)の連立協定では、遮断の実施を1年間延期し、当初1年は専ら児童ポルノサイトの削除を行うとした。一方、2010年2月17日にケーラー大統領が法律を認証し、2月22日に法律が公布されたので、法律は存在するものの実施されない状態となっている。その経緯及び条文を紹介する。

連立政権の政策転換 — 遮断より削除を優先

児童ポルノサイトへのアクセスの防止に関する法律は、児童ポルノサイトへのアクセス遮断を接続事業者に義務付ける法律である。与党のCDU/CSUが自らのイニシアティブで成立させた法律であったが、野党時代から法案に反対してきたFDPと連邦議会選挙後に新たな連立政権を樹立し、方針を転換した。また関連団体も、国家によるインターネットの「検閲」は、表現の自由、職業の自由に触れると強く反対した。児童ポルノサイトアクセス防止法では、遮断措置の前提条件として、削除措置が効果を上げない場合としている。当初1年はこの規定に基づき、専ら削除を行い、その効果を検証した後にその後の措置を検討するという方針が連立協定に盛り込まれた。このような経緯から、大統領も法律への署名を見合わせていた。ところが、大統領はこの法律が基本法の規定と矛盾しないことを最終的に確認し、法律を認証するに至った。

野党の反応

大統領の法律への署名と相前後して、左派党、同盟90/緑の党、SPDの野党各党から、当該法律を廃止する法律案が議会に提出された。現在、議員の過半数の支持を得ていない法律が施行され、かつそれが実施されていない状況を取り除くためである。CDUは、このような廃止法案は無責任だとし、児童ポルノサイトの削除を促進する意向を示した。

EUの動向

さらに事情を複雑にしたのは、欧州委員会が3月29日に発表した児童の性的虐待及び性的搾取並びに児童ポルノ対策に関する指令案(KOM(2010)94)である。この指令案には、EU加盟国に、児童ポルノサイトへのアクセス遮断措置を義務付ける規定が含まれている。欧州委員会でも児童ポルノサイトの削除が検討された。だが、EU域外のプロバイダーにコンテンツの削除を要請することは法的に難しく、サイトが削除されたとしても、数日後には規制の少ない別の国のサーバーに移される可能性も高い。実際

上、削除の効果を上げることは難しいと推測されるので、遮断を義務付ける規定が採用されたのである。フィンランド、スウェーデン、デンマーク、イギリス、イタリアでは既に遮断が実施されている。この指令案は成立する見込みが高く、そうすると児童ポルノサイトアクセス防止法は、EU指令に適合したものとなる。

以下、法律を全訳する。

児童ポルノサイトへのアクセスの防止に関する法律

第1条 遮断リスト

- (1) 連邦刑事庁は、刑法典第 184b 条に定める児童ポルノを掲載するサイト又はかかるサイトへリンクを貼ることを目的とするサイトの完全修飾ドメイン名、IP アドレス及び URL のリストを管理する（遮断リスト）。連邦刑事庁は、第 2 条に定める接続事業者に対して、毎日所定の時間に、更新した遮断リストを提供するものとする。
- (2) サイトを削除するために許可された措置が効果を上げない場合、又は適切な期間で効果を上げない場合に限り、当該サイトを遮断リストに登録する。域内市場の情報社会サービス、特に電子商取引の特定の法的側面に関する 2000 年 6 月 8 日の欧州議会および閣僚理事会指令 2000/31/EG（「電子商取引指令」、ABl. L178 vom 17.7.2000, S.1）が適用される他の国の接続事業者のサイトを遮断リストに登録する際には、事前にテレメディア法第 3 条第 5 項第 2 文に規定する手続きをとらなければならない。当該指令の適用範囲外の国の場合には、警察情報の交換を所轄する機関への通知等他の措置によっても当該国において当該サイトが削除されない場合、又は連邦刑事庁が適切な期間で削除される見込みがないと認める場合には、当該サイトを即時遮断リストに登録することができる。
- (3) サイトを初めて又は改めて遮断リストに登録した場合には、連邦刑事庁は、原則として、当該サイトをテレメディア法第 7 条第 1 項に規定する固有の情報として利用に供する接続事業者に対して、及び当該サイトをテレメディア法第 10 条に基づいて利用者のために蓄積する接続事業者に対して、当該接続事業者の特定が適切な費用で行うことが可能な場合に限り、遮断リストへの登録の事実及びその理由を通知するものとする。当該接続事業者がドイツ連邦共和国外にある場合には、第 2 項に基づく通知がまだ行われていない場合に限り、連邦刑事庁は、当該国で警察情報の交換を所轄する機関に対して通知を行う。

第2条 アクセスの防止

- (1) テレメディア法第 8 条に基づく接続事業者で、1 万人以上の会員又はその他の利用権者に対して、インターネットを通じた情報アクセスを供するものは、遮断リストに登録されたサイトへのアクセスを防止する適切で実施可能な技術的措置を講じなければならない。接続事業者が既に他の接続事業者が行っている第 1 文に基づく措置を施したアクセスを専ら提供している場合、又はオープンなインターネットアクセスを提供していない接続事業者が独自に類似の有効な遮断措置を行っている場合

には、この限りでない。

- (2) 遮断のためには、完全修飾ドメイン名、IP アドレス及び URL を利用することができる。遮断は、少なくとも、完全修飾ドメイン名のレベルで行い、それに対応する IP アドレスへの変換は行わない。
- (3) 接続事業者は、連邦刑事庁により遮断リストの提供を受けた後、遅滞なく、遅くとも 6 時間以内に、措置を講じなければならない。

第 3 条 遮断リストの保全

第 2 条に定める接続事業者は、遮断の実行に関与しない第三者に遮断リストが漏れることのないよう、適切な措置を取らなければならない。

第 4 条 警告表示

第 2 条に定める接続事業者は、利用者が遮断リストに登録されたサイトにアクセスしようとした場合には、当該接続事業者の運営するサイトへ誘導し（警告表示）、遮断の理由及び連邦刑事庁の連絡先を表示する。

第 5 条 通信データ及び利用データ

アクセス防止のために警告表示に誘導した際の通信データ及び利用データは、刑事訴追の目的でこれを利用してはならない。

第 6 条 報告

第 2 条に定める接続事業者は、遮断リストに登録されたサイトへの毎時間のアクセスが試みられた回数を匿名で、毎週連邦刑事庁に報告する。

第 7 条 民事法上の請求権

- (1) 第 2 条に定める接続事業者は、第 2 条から第 4 条までに規定する遮断リストの措置を故意又は過失により適法に実施しなかった場合に限り、責任を負う。
- (2) この法律を実施するために講じた技術的措置による遮断については、第 2 条に定める接続事業者に対する民事法上の請求権は、生じない。

第 8 条 連邦刑事庁の記録義務及び情報提供義務

- (1) 連邦刑事庁は、遮断リストに登録された記載が、同庁の行う評価の時点で第 1 条の要件を満たしていたことを証明する書類を保存する義務を負う。
- (2) 連邦刑事庁は、テレメディア法が規定する接続事業者で、利害関係を有するものから照会があった場合、あるサイトが遮断リストに登録されているか又はいたか、及びその期間についての情報を提供するものとする。

第 9 条 専門家委員会

連邦データ保護・情報自由受託官の下に、独立の専門家委員会を設け、その委員

は5名とする。委員は、連邦データ保護・情報自由受託官により、2012年12月31日までの任期で任命される。委員の過半数は、法曹資格を有するものとする。委員は、連邦刑事庁において、いつでも遮断リストを閲覧する権利を有する。委員会は、少なくとも四半期ごとに、有効数無作為に抽出して、遮断リストの登録情報が第1条第1項の要件を満たしているかどうか検証する。委員会がその委員の多数をもって、当該要件を満たしていないと認めたサイトについては、連邦刑事庁は、その後最初にリストを更新する時に、その登録を抹消しなければならない。

第10条 技術指針

連邦刑事庁は、遮断リスト及び第6条に基づく報告の形式及び手続について、接続事業者の意見を聴いて、技術指針を定める。

第11条 基本権の制限

通信の秘密に関する基本権（基本法第10条）は、第2条から第4条までの規定により、制限される。制限に係る通信は、電気通信法第88条第3項第3文に規定する電気通信である。

第12条 行政裁判所への出訴

遮断リストへのサイトの登録に関する不服については、行政裁判所に訴を提起することができる。

第13条 過料

- (1) 故意又は過失により次の各号に掲げる行為をした者は、秩序違反とする。
1. 第2条第1項第1文又は第3項の規定に違反して、措置を講じない者又は適時に措置を講じない者
 2. 第3条の規定に違反して、遮断リストを保全しない者、適切に又は完全に保全しない者
- (2) 違反行為をした者は、5万ユーロ以下の過料に処することができる。

参考文献

- ・Gesetz zur Bekämpfung der Kinderpornographie in Kommunikationsnetzen vom 17. 2. 2010, BGBl. I S.78.
- ・Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 16/12850, 16/13411, 17/646, 17/772, 17/776.
- ・“Der sexuelle Missbrauch von Kindern,” *FAZ*, 29. 3. 2010.
- ・山口和人「通信網における児童ポルノ防止法（アクセス困難化法）の成立」『外国の立法』240-2, 2009.8, p.28.
- ・山口和人「児童ポルノへのアクセスを遮断する法律のゆくえ」『外国の立法』243-1, 2010.4, p.28.